

平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故に関する
消費者安全調査委員会からの意見に対する対応について

平成 28 年 7 月 20 日
国土交通省住宅局建築指導課

平成 21 年 4 月 8 日に東京都内で発生したエスカレーター事故に関して、消費者安全法第 24 条第 3 項に基づく事故等原因調査報告書が、平成 27 年 6 月 26 日に公表され、同日付で同委員会委員長から国土交通大臣に対して、消費者安全法第 33 条の規定に基づく意見が提出されました。

消費者安全調査委員会からの意見を踏まえ、国土交通省として必要な検討を行うため、平成 27 年 9 月 14 日に社会資本整備審議会に諮問を行い、現在、建築分科会建築物等事故・災害対策部会において、以下のとおり、必要な検討を進めております。

記

1 社会資本整備審議会における検討の内容

エスカレーターの転落防止対策について、ガイドライン策定の必要性や建築基準見直しの可否を含め検討する。

2 検討にあたっての主な論点

(1) エスカレーターの側面からの転落防止対策は、建築行政上、どのように位置付けるべきか。

○ エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で規制の対象とすべきものは、どのような使用状態を前提とすべきか。

○ エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応するとした場合、階段、バルコニー、吹抜け等における他の日常安全に係る規制との関係をどう考えるべきか。

○ エスカレーター側面からの転落防止対策について、建築基準法令で対応しないとした場合、建築行政としてどのように対応すべきか。

(2) エスカレーターの側面からの転落防止対策として、有効な措置はどのようなものか。

○ 転落防止板や誘導手すりは、転落防止対策として有効か。また、どのような考え方(方針・基準)に留意して設置すべきか。

○ エスカレーターの安全な利用方法について、いかに周知を図るべきか。

3 これまでの検討と今後の予定

○ 平成 27 年 9 月 建築分科会建築物等事故・災害対策部会で検討開始

○ 平成 28 年度中を目途にとりまとめ